

西宮市自転車等放置禁止除外指定車証交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車等放置禁止除外指定車証（以下「指定車証」という。）の交付について、必要な事項を定める。

(申請)

第2条 指定車証の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に指定車証の交付を申請しなければならない。

2 申請者は、前項の規定による申請の際、次の各号に掲げるいずれかの手帳を市長に提示しなければならない。

- (1) 身体障害者手帳
- (2) 療育手帳
- (3) 戦傷病者手帳

(交付)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請の内容を審査し、必要と認めるときは、申請者に指定車証を交付する。

2 前項の規定により指定車証の交付を受けた者は、当該指定車証を自転車の後部の見やすい箇所に貼付しなければならない。

(調査)

第4条 市長は、指定車証を貼付した自転車を自転車等放置禁止区域内に放置した者に対し、身分証の提示、氏名及び生年月日の聞き取りその他必要な調査をすることができる。

2 前項に規定する者は、同項に規定する調査に協力しなければならない。

(取消し)

第5条 市長は、指定車証の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定車証の交付を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により指定車証の交付を受けたことが判明したとき。
- (2) 指定車証の交付を受けた者以外の者が当該指定車証を貼付した自転車を使用した場合であって、その者が当該自転車等を自転車等放置禁止区域内に放置したとき。
- (3) 正当な理由なく前条第1項に規定する者が、同項に規定する調査を拒んだとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が指定車証の使用を不正と認めたとき。

(返還)

第6条 指定車証の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに当該指定車証を市長に返還しなければならない。

- (1) 指定車証を使用しなくなったとき。
- (2) 前条の規定により指定車証を取り消されたとき。

付 則

この要綱は、平成29年8月1日から実施する。